

## 別 紙

### 道産ワインブランド力向上事業委託業務処理要領（案）

#### 1 目的

この要領は、北海道（以下「委託者」という。）が道産ワインブランド力向上事業委託業務受託者（以下「受託者」という。）に委託する「道産ワインブランド力向上事業委託業務」を円滑かつ効果的に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

#### 2 業務内容及び業務実施方法

##### (1) 道産ワインプロモーションの実施

道産ワインの販路及びコアなファンの拡大を図るため、道内外の富裕層市場におけるプロモーションを実施する。

なお、委託業務については、実施店舗や会場責任者及びワイナリー等との必要な連絡調整、売場や会場の設営及び運営、現地での商品説明や販売促進、セミナー講師の選定、本事業に係るPR等、本プロモーション及びセミナーの実施に係るすべての業務とする。

##### ア 高級飲食店等と連携したコアなファンづくりのためのプロモーション

道産食材とのペアリング等による道産ワインセミナー及びフェア（3回程度）

##### イ 道内における販路拡大のためのプロモーション

(ア)道内百貨店・スーパー等と連携したプロモーション（札幌市内、2回程度）

(イ)飲食店・酒販店等の関係者を対象としたセミナー（札幌市内、2回程度）

##### ウ 道外における販路拡大のためのプロモーション

(ア)高級スーパーと連携したプロモーション（首都圏等、2回程度）

(イ)道外百貨店等と連携したプロモーション（3回程度）

(ウ)飲食店・酒販店等の関係者を対象としたプロモーション（首都圏等、2回程度）

##### エ 上記以外の方法による、販路拡大のためのプロモーション（3回程度）

オ 上記事業実施前におけるワイナリーの意向調査を行うとともに、ア～エの実施後、プロモーションの連携店舗及びセミナーの参加飲食店等に対し、常設販売に向けた可能性及び課題を把握するためのフォローアップを行い、ワイナリーに還元する。

##### (2) プロモーション資材の制作

ア 道内ワイナリー紹介冊子及びリーフレットの制作(昨年度のものに新規ワイナリー情報を追加した改訂版を作成)

イ 道産ワインのプロモーション動画

##### (3) 実施結果の報告

上記(1)について、実施後すみやかに実施結果を報告（任意様式）すること。

#### 3 実績報告

(1) 受託者が、契約書第12条に基づき委託業務完了後に提出する実績報告書等は、次のとおりとする。

##### ア 実績報告書（別記第1号様式及び任意様式）

任意様式による報告書は、上記の全事業に係る実施概要及び配付資料を含むものとする。納入形態は、紙媒体（A4版）2部及び電子媒体（CD-RまたはDVD-R）1式とする。ただし、全事業に係る配付資料の紙媒体については1部で可能とする。

##### イ 収支精算書（別記第2号様式）

(2) 受託者が、契約書第14条に基づき概算払請求の際に提出する書類は、次のとおりとする。

- ア 概算払請求書（別記第3号様式）
- イ 収支計画書（別記第4号様式）

#### 4 業務の完了に先だって引渡しを受ける成果品

受託者は、前記2(2)の業務が終了したときは契約書第12条に基づき、別記第5号様式の「指定部分に係る実績報告書」及び成果品を提出するものとする。

##### (1) 成果品

- ア 道内ワイナリー紹介冊子
  - ・紙媒体（1,000部程度）
  - ・電子媒体（PDF版、CD-RまたはDVD-R）1式
- イ 道内ワイナリー紹介リーフレット
  - ・紙媒体（15,000部程度）
  - ・電子媒体（PDF版、CD-RまたはDVD-R）1式
- ウ 道産ワインのプロモーション動画
  - ・電子媒体（CD-RまたはDVD-R）：1式

##### (2) 提出期限

別途指定する日

#### 5 提出書類

(1) 前記3(1)の収支精算書を提出するときは、次の書類を添付するものとする。

経費の支払に係る銀行等の振込受取書（写）、振込受付書（写）、インターネットバンキングの画面（写）及び領収書（写）等の支払証拠書類並びに請求書（写）及び契約書（写）等の支払の原因となった書類

(2) 委託業務に関する帳簿及び書類を備え、当該委託業務に要した経費とそれ以外の経費を区別することができるようこれを整理する。

(3) 道の業務に要したことが確認できない経費がある場合は、当該経費を除いた上で委託料の額を確定する。

#### 6 再委託

(1) 受託者が再委託の申し出をしようとするときは、受託者は再委託させようとする第三者から法令等を遵守する旨の誓約書を徴取し、その写しを委託者が指示する書面と併せて委託者に提出する。

(2) 受託者が再委託の承諾を得た場合、受託者が再委託する第三者の管理・監督を行う。

#### 7 その他

(1) 委託者は、委託期間中に業務の処理状況等に関する報告書の提出を求めて調査するものとし、また、必要に応じ、現地調査を行うものとする。

(2) 受託者は、本業務の実施に際して、実施方法、結果の取りまとめ等に際し不明な点が生じたときは、その都度委託者と協議を行い、業務の円滑かつ適切な実施に努めるとともに、必要に応じて受託業務の進捗状況を委託者に報告するものとする。